

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	<p>目次</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第7章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>第2節 避難所の開設・運営</p>	<p>目次</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第7章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>第2節 広域避難</p> <p>第3節 避難所の開設・運営</p>	
	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p>	
1-5	<p>1. 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築する。また、企業等との間で協定を締結するなど、連携した応急体制の整備に努める。</p> <p>3. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p> <p>4. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。</p>	<p>1. 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</p> <p>また、企業等との間で協定を締結するなど、連携した応急体制の整備に努める。</p> <p>3. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。</p> <p>また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p> <p>4. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。</p> <p>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許さ</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う追加</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
		<u>れない」意識の普及、徹底を図る。</u>	
	第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-6	1. 市 (略) ④ <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令</u> を行う。	1. 市 (略) ④ <u>避難の指示</u> を行う。	災害対策基本法の改正に伴う修正
1-7	2. 県 ① 県 (略) オ <u>避難勧告、避難指示（緊急）の発令</u> を代行することができる。 3. 指定地方行政機関 ⑪ 名古屋地方気象台	2. 県 ① 県 (略) オ <u>避難の指示</u> を代行することができる。 3. 指定地方行政機関 ⑪ 名古屋地方気象台	
1-11	ア 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、 <u>水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> を行う。 (略) ⑭ 中部地方整備局 (略)	ア 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、 <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略) ⑭ 中部地方整備局 (略)	表記の整理等
1-12	ウ 応急復旧 (略) <u>vi 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>vii</u> (略) <u>viii</u> (略)	ウ 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>vi</u> (略) <u>vii</u> (略)	
1-15	5. 指定公共機関 ⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3） ア <u>電気供給施設</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	5. 指定公共機関 ⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3） ア <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	
2-3	1. 自主防災組織に関する計画 (1) 自主防災組織の活動 ② 災害発生時の活動 ・(略)	1. 自主防災組織に関する計画 (1) 自主防災組織の活動 ② 災害発生時の活動 ・(略)	災害対策基本

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-5	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達 ・(略) ・(略) ・(略) <p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>② ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・住民に対する避難情報の伝達 ・(略) ・(略) ・(略) <p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>② ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</p>	<p>法の改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
	第2章 防災訓練及び防災意識の向上	第2章 防災訓練及び防災意識の向上	
2-8	<p>■国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■(略) ■(略) ■(略) 	<p>■国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■(略) ■(略) ■(略) 	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
2-11	<p>1. 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>(5) 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>(6) 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1. 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>(5) 警報等や避難情報の意味と内容</p> <p>(6) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>(略)</p> <p>(11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
2-12	<p>3. 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易</p>	<p>3. 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易</p>	<p>表記の整理</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考																								
	<p>トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計と<u>いった</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>な</u><u>ど</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>																									
	第3章 避難対策	第3章 避難対策																									
	第1節 避難に関する計画	第1節 避難に関する計画																									
2-16	<p>6. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>(1) 市の避難計画</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ア <u>避難勧告</u>、避難指示 <u>(緊急)</u> 等を行う基準及び伝達方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	(1) 市の避難計画	(略)	ア <u>避難勧告</u> 、避難指示 <u>(緊急)</u> 等を行う基準及び伝達方法	(略)	(略)	<p>6. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>(1) 市の避難計画</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ア <u>避難指示</u> を行う基準及び伝達方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	(1) 市の避難計画	(略)	ア <u>避難指示</u> を行う基準及び伝達方法	(略)	(略)	災害対策基本法の改正に伴う修正								
主体	内容																										
市	(1) 市の避難計画																										
	(略)																										
	ア <u>避難勧告</u> 、避難指示 <u>(緊急)</u> 等を行う基準及び伝達方法																										
(略)	(略)																										
主体	内容																										
市	(1) 市の避難計画																										
	(略)																										
	ア <u>避難指示</u> を行う基準及び伝達方法																										
(略)	(略)																										
	第2節 必需物資の確保対策	第2節 必需物資の確保対策																									
2-17	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2) 食品及び生活必需品の確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 米穀の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)		(2) 食品及び生活必需品の確保		(略)		① 米穀の確保		市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。		(略)		<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2) 食品及び生活必需品の確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 米穀の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 <u>(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)</u>」により調達を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)		(2) 食品及び生活必需品の確保		(略)		① 米穀の確保		市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 <u>(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)</u> 」により調達を図る。		(略)		要領の一部改正に伴う修正
(略)																											
(2) 食品及び生活必需品の確保																											
(略)																											
① 米穀の確保																											
市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。																											
(略)																											
(略)																											
(2) 食品及び生活必需品の確保																											
(略)																											
① 米穀の確保																											
市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 <u>(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)</u> 」により調達を図る。																											
(略)																											
	第4章 避難行動の促進対策	第4章 避難行動の促進対策																									
2-18	<p><u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p><u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レ</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う修正																								

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。</p>	<p><u>ペルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。</p>	
2-18	<p>第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</p> <p>市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	<p>第 1 節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備</p> <p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</p> <p>市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正
2-20	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p> <p>④区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに</p>	<p>第 3 節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p> <p>④区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-21	<p>に、いざというときに躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること (略)</p> <p>イ <u>土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>に基づく土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区</u>等)</p> <p>⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>⑥<u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること</u></p> <p>⑦<u>避難勧告等</u>の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難勧告等</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示（緊急）</u>については、<u>必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。</u>[警戒レベル5] <u>災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p>	<p>に、いざというときに躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること (略)</p> <p>イ <u>土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法</u>に基づく土砂災害警戒区域等)</p> <p>⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>⑥<u>洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること</u></p> <p>⑦<u>避難情報</u>の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>ア <u>避難の指示</u>等が発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難情報</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示</u>については、<u>災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</u>[警戒レベル5] <u>緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</p> <p>（2）判断基準の設定等に係る助言</p> <p>判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。</p> <p>（3）事前準備</p> <p>市は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>い。</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</p> <p>（2）判断基準の設定等に係る助言</p> <p>判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難情報の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。</p> <p>（3）事前準備</p> <p>市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
2-22	<p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置（略）</p> <p>（1）市の避難計画（略）</p> <p>①避難勧告等を行う基準及び伝達方法（略）</p>	<p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置（略）</p> <p>（1）市の避難計画（略）</p> <p>①避難情報の発令基準及び伝達方法（略）</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-23	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1. 市及び名古屋地方気象台における措置 (略)</p> <p>(1) 緊急避難場所等の広報 (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>①平常時における避難のための知識</p> <p>②避難時における知識</p> <p>・<u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とすること</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>・(略)</p> <p>・<u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと</u></p> <p>・市長から〔警戒レベル5〕<u>災害発生情報</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は<u>命を守るための最善の行動をとる必要があること</u></p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1. 市及び名古屋地方気象台における措置 (略)</p> <p>(1) 緊急避難場所等の広報 (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>①平常時における避難のための知識</p> <p>②避難時における知識</p> <p>・<u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先</u>への<u>立退き避難を基本</u>とすること</p> <p>・<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと</u></p> <p>・(略)</p> <p>・<u>洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること</u></p> <p>・<u>あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと</u></p> <p>・市長から〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は、<u>命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること</u></p> <p>・<u>急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
2-24	<p>(3) その他 (略)</p> <p>②市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) その他 (略)</p> <p>②市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>工業標準化法の改正に伴う修正</p>
	<p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>1. 市における措置</p>	<p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>1. 市における措置</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-26	<p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>③避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>③避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div> <p style="color: red; text-decoration: underline;"><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記（「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」）</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
2-27	<p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう</u>努めるものとする。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(追加)</p>	<p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">⑦新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
2-28	<p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割</p>	<p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-29	<p>分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p>	<p>署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。<u>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。<u>ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>③個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>ア 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-30	<p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブックに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。</p> <p>⑦避難支援等関係者の安全確保</p> <p>避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。</p> <p>市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避</p>	<p><u>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u></p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は、当該市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合</u></p> <p>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>避難情報を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブックに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。</p> <p>⑧避難支援等関係者の安全確保</p> <p>避難支援等関係者は、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。</p> <p>市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>2. 外国人等に対する対策</p> <p>市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。</p>	<p>難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>2. 外国人等に対する対策</p> <p>市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。</p>	表記の整理
	<p>第8章 建築物等の安全化</p> <p>第2節 ライフライン施設対策</p>	<p>第8章 建築物等の安全化</p> <p>第2節 ライフライン施設対策</p>	
2-37	<p>1 施設管理者及び市における措置</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者及び<u>電気通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	<p>1 施設管理者及び市における措置</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者及び<u>通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。<u>→注</u></p>	表記の整理 協定の締結による追加
	<p>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	<p>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	
2-40	<p>1. 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>1. 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-42	<p>4. 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1)情報の収集・連絡体制</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p>	<p>4. 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1)情報の収集・連絡体制</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ車両、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p>	市の体制に合わせた修正
2-52	<p>第11章 土砂災害等予防対策</p> <p>■ <u>土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を行う。</u></p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう、国及び県に積極的に働きかけるものとする。</p> <p>また、<u>土砂災害危険箇所の周知</u>、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を、県とともに推進する。</p> <p>①砂防事業</p> <p>ア 土砂流出防止用の<u>えん</u>堤の築造、侵食による土砂流出防止用の護岸工等を施行し、災害の未然防止を図るよう、県に働きかける。</p> <p>(略)</p> <p>②急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面<u>改良</u>、土留施設又は排水施設の整備を県に働きかける。</p> <p>③総合土砂災害対策</p> <p>ア 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、<u>土砂災害危険箇所</u>の周知、警戒避難体制の確立、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を県とともに実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。</p> <p>イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害</p>	<p>第11章 土砂災害等予防対策</p> <p>■ <u>土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。</u></p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう、国及び県に積極的に働きかけるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等の指定、<u>山地災害危険地区の把握</u>、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を、県とともに推進する。</p> <p>①砂防事業</p> <p>ア 土砂流出防止用の<u>堰</u>堤の築造、侵食による土砂流出防止用の護岸工等を施行し、災害の未然防止を図るよう、県に働きかける。</p> <p>(略)</p> <p>②急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面<u>対策</u>、土留施設又は排水施設の整備を県に働きかける。</p> <p>③総合土砂災害対策</p> <p>ア 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知、警戒避難体制の確立、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を県とともに実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。</p> <p>イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「<u>土砂災害防止法</u>」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等
2-53	<p>③総合土砂災害対策</p> <p>ア 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、<u>土砂災害危険箇所</u>の周知、警戒避難体制の確立、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を県とともに実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。</p> <p>イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害</p>	<p>③総合土砂災害対策</p> <p>ア 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知、警戒避難体制の確立、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を県とともに実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。</p> <p>イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「<u>土砂災害防止法</u>」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、</p>	表記の整理
			土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等
			表記の整理

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-54	<p>警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>また、中部地方整備局及び県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。</p> <p>(略)</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>①市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>キ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令判断につながる事項</u>を設定する。</p>	<p>指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>また、中部地方整備局及び県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。</p> <p>(略)</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>①市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>キ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令基準</u>を設定する。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
	<p>第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p><u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等</u>に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</p> <p>また、施設の名称、場所等を市及び県の地域防災計画に記載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。</p>	<p>第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p><u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</p> <p>また、施設の名称、場所等を市及び県の地域防災計画に記載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等</p>
2-62	<p>第13章 広域応援体制の整備</p> <p>市は、大規模災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。</p>	<p>第13章 広域応援・<u>受援</u>体制の整備</p> <p>市は、大規模災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る<u>とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお</u>、相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	表記の整理
2-62	1. 市における措置 (3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> <u>①防災活動拠点の確保等</u> 市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。 また、国（国土交通省）、県及び市は、 <u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u> <u>②受援体制の整備</u>	1. 市における措置 (3) <u>受援体制の整備</u> (削除)	表記の整理 第4節へ整理
2-63	市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 また、市は、訓練等を通じて、 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、市は、訓練等を通じて、 <u>応急対策職員派遣制度</u> を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 (追加)	第2節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備 第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	表記の整理
2-64		市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。 また、国（国土交通省）、県及び市は、 <u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
		<u>化に努めるものとする。</u>	
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
	第1章 活動体制（組織の動員配備）	第1章 活動体制（組織の動員配備）	
	第1節 災害対策本部の組織等	第1節 災害対策本部の組織等	
3-2	3. 災害対策本部の配備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>(2) 本部員会議</p> <p>① (略)</p> <p>(略)</p> <p>② 本部員会議で協議する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・避難勧告等の発令及び災害救助法の適用に関すること。 ・(略) <p>③ (略)</p> <p>(略)</p> </div>	3. 災害対策本部の配備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>(2) 本部員会議</p> <p>① (略)</p> <p>(略)</p> <p>② 本部員会議で協議する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・避難情報の発令及び災害救助法の適用に関すること。 ・(略) <p>③ (略)</p> <p>(略)</p> </div>	災害対策基本法の改正に伴う修正
	第2章 気象情報等の伝達	第2章 気象情報等の伝達	
3-6	1. 気象予警報等の種類 (略) <p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に愛知県建設局砂防課と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報であり、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。</p>	1. 気象予警報等の種類 (略) <p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に愛知県建設局砂防課と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報であり、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。</p>	
	第3章 被害状況等の収集・伝達	第3章 被害状況等の収集・伝達	
3-8	1. 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 <p>市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>また、市災害対策本部非常配備の生活安全部長及び市災害対策本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、防災交通課に報告書を提出する。</p> <p>防災交通課においては、各部長からの報告内容を集計</p>	1. 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 <p>市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>また、市災害対策本部非常配備の生活安全部長及び市災害対策本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、防災交通課に報告書を提出する。</p> <p>防災交通課においては、各部長からの報告内容を集計</p>	避難情報に関するガイドラインによる修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考												
3-9	<p>し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。</p> <p>（４）火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>① 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。</p> <p>なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。</p> <p>②確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p>	<p>し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。</p> <p>（４）火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>① 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。</p> <p>なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。</p> <p><u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>②確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p>	<p>表記の整理</p>												
3-17	<p>第 6 章 広報</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市、消防及び警察等防災関係機関</td> <td>① 広報活動 （略）</td> </tr> <tr> <td>イ 広報の内容 ・ 気象、水象等の情報 ・ 災害の発生情報 ・ 住民等のとるべき措置 ・ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、避難指示（緊急）等） （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 （略）	イ 広報の内容 ・ 気象、水象等の情報 ・ 災害の発生情報 ・ 住民等のとるべき措置 ・ 避難に関する情報（避難場所、 避難勧告、避難指示（緊急）等 ） （略）	（略）	<p>第 6 章 広報</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市、消防及び警察等防災関係機関</td> <td>① 広報活動 （略）</td> </tr> <tr> <td>イ 広報の内容 ・ 気象、水象等の情報 ・ 災害の発生情報 ・ 住民等のとるべき措置 ・ 避難に関する情報（避難場所、避難情報） （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 （略）	イ 広報の内容 ・ 気象、水象等の情報 ・ 災害の発生情報 ・ 住民等のとるべき措置 ・ 避難に関する情報（避難場所、 避難情報 ） （略）	（略）	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
主体	内容														
市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 （略）														
	イ 広報の内容 ・ 気象、水象等の情報 ・ 災害の発生情報 ・ 住民等のとるべき措置 ・ 避難に関する情報（避難場所、 避難勧告、避難指示（緊急）等 ） （略）														
	（略）														
主体	内容														
市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 （略）														
	イ 広報の内容 ・ 気象、水象等の情報 ・ 災害の発生情報 ・ 住民等のとるべき措置 ・ 避難に関する情報（避難場所、 避難情報 ） （略）														
	（略）														
3-19	<p>第 7 章 避難</p> <p>第 1 節 避難対策</p> <p>1. 市における措置</p> <p>（１）避難勧告等</p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル 4] 避難勧告を基本とする。避難勧告等を発令するにあたり、</p>	<p>第 7 章 避難</p> <p>第 1 節 避難対策</p> <p>1. 市における措置</p> <p>（１）避難情報</p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル 4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>												

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
3-20	<p>住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</p> <p>①〔警戒レベル5〕<u>災害発生情報</u></p> <p>河川管理者や水防作業隊等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</p> <p>②〔警戒レベル4〕<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難勧告等</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防作業隊等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。</p> <p><u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令するものとする。</p> <p>また、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>③〔警戒レベル3〕<u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>一般住民に対して避難準備（避難所等で滞在するための衣類や食料品等の準備）</u>を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>④対象地域の設定</p> <p><u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p>	<p>に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</p> <p>また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</p> <p>①〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u></p> <p>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、<u>立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>②〔警戒レベル4〕<u>避難指示</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難情報</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕<u>避難指示</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防作業隊等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。</p> <p><u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令するものとする。</p> <p>また、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難指示</u>を発令する</p> <p>③〔警戒レベル3〕<u>高齢者等避難</u></p> <p>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、<u>高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。</u></p> <p>また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>高齢者等避難</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕<u>高齢者等避難</u>を発令する。</p> <p>④対象地域の設定</p> <p><u>避難情報</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>⑤避難勧告等の伝達</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に 応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告 等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確に すること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるよう に伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の 喚起に努めるものとする。</p> <p>⑥事前の情報提供</p> <p>避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防 管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象 の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域にお ける時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具 体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風に よる大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、 大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、 住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するこ とに努めるものとする。</p> <p>（2）知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示 し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようと する場合において必要があると認めるときは、中部地方 整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求める ことができる。</p> <p>（3）報告（災害対策基本法第60条第4項） （略）</p> <p>（4）他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p>	<p>⑤避難情報の伝達</p> <p>避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に 応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の 伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にする こと、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝 達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起 に努めるものとする。</p> <p>⑥事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管 理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の 特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域におけ る時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体 的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風によ る大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大 雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、 住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに 努めるものとする。</p> <p>（2）知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全 確保」の措置を指示しようとする場合において必要があ ると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台 又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>（3）報告（災害対策基本法第60条第4項） （略）</p> <p>（4）他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
3-21	<p>3. 実施責任者と避難勧告・避難指示（緊急）の時期及び発令基準</p> <p>（１）実施責任者 （略）</p> <p>① 避難勧告 <u>（全ての災害）市長〔災害対策基本法第 60 条〕</u></p> <p>② 避難指示（緊急） ・（全ての災害）市長〔災害対策基本法第 60 条〕 警察官〔災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条〕 自衛官（災害派遣）〔自衛隊法第 94 条〕 ・（洪水）知事又は知事の命を受けた職員〔水防法第 29 条〕 ・（地すべり）知事又は知事の命を受けた職員〔地すべり等防止法第 25 条〕</p> <p>（２）避難指示（緊急）の時期 ・避難勧告、避難指示（緊急）は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策を行い、衣類や食料品の準備等の最低限の措置を講じて、避難所へ向かうことができるように努める。 ・避難勧告や避難指示（緊急）に至る前から、地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民等への注意を促す。</p> <p>（３）避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準 ・避難勧告、避難指示（緊急）を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報など、具体的・客観的な基準をマニュアルで定めるものとする。 ・なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。</p>	<p>3. 実施責任者と避難指示の時期及び発令基準</p> <p>（１）実施責任者 （略）</p> <p>避難指示 <u>（全ての災害）市長〔災害対策基本法第 60 条〕</u> 警察官〔災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条〕 自衛官（災害派遣）〔自衛隊法第 94 条〕 ・（洪水）知事又は知事の命を受けた職員〔水防法第 29 条〕 ・（地すべり）知事又は知事の命を受けた職員〔地すべり等防止法第 25 条〕</p> <p>（２）避難指示の時期 ・避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策を行い、衣類や食料品の準備等の最低限の措置を講じて、避難所へ向かうことができるように努める。 ・避難指示に至る前から、地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民等への注意を促す。</p> <p>（３）避難指示の発令基準 ・避難指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報など、具体的・客観的な基準をマニュアルで定めるものとする。 ・なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
3-22	<p>4. <u>避難勧告等</u>に関する基準</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の内容</p> <p>① [警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (発表実施責任者：市長)</p> <p>河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと避難を要する状況になる可能性がある場合に、日進市が<u>避難勧告</u>を発令する準備に入るとともに、住民等が余裕をもって適切な避難行動がとれるよう準備するための情報である。また、避難行動要支援者に早めの避難を促す情報でもある。</p> <p>[消防車、広報車等による広報例]</p> <p>こちらは日進市災害対策本部です。警戒レベル3、大雨(台風)による<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>をお知らせいたします。ただいま天白川の水位が上昇しており、水防警戒体制を実施しております。以降1時間の降雨量が30mmを超えると予想されています。<u>今後の情報に注意して、避難できる準備をして下さい。</u></p> <p>② [警戒レベル4] <u>避難勧告</u> (発令実施責任者：市長)</p> <p>河川から水があふれたり、堤防が決壊するような洪水や浸水の危険があるため、住民等に避難の開始を<u>勧める</u>ものである。一般的に避難を促すもので、山崩れやがけ崩れのおそれがある場合にも発令される。</p> <p>[消防車、広報車等による広報例]</p> <p>こちらは日進市災害対策本部です。警戒レベル4、大雨(台風)による<u>避難勧告</u>を発令します。天白川の水位が上昇しており、洪水(浸水)が発生する危険がありますので、最寄りの避難所に落ち着いて避難して下さい。</p> <p>③ [警戒レベル4] <u>避難指示(緊急)</u> (発令実施責任者：市長、警察官、災害派遣自衛官、知事又は知事の命を受けた職員)</p> <p><u>危険が切迫し、住民等に早急な避難を指示するものである。避難勧告等の発令後で、避難中の人は確実な避難行動を直ちに完了し、まだ避難していない対象住民等は直ちに避難行動に移る必要がある。</u></p>	<p>4. <u>避難情報</u>に関する基準</p> <p>(1) <u>避難情報</u>の内容</p> <p>① [警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u> (発表実施責任者：市長)</p> <p>河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと避難を要する状況になる可能性がある場合に、日進市が<u>避難指示</u>を発令する準備に入るとともに、住民等が余裕をもって適切な避難行動がとれるよう準備するための情報である。また、避難行動要支援者に早めの避難を促す情報でもある。</p> <p>[消防車、広報車等による広報例]</p> <p>こちらは日進市災害対策本部です。警戒レベル3、大雨(台風)による<u>高齢者等避難</u>をお知らせいたします。ただいま天白川の水位が上昇しており、水防警戒体制を実施しております。以降1時間の降雨量が30mmを超えると予想されています。<u>高齢の方など避難に時間を要する方は、早めに避難して下さい。</u></p> <p>② [警戒レベル4] <u>避難指示</u> (発令実施責任者：市長)</p> <p>河川から水があふれたり、堤防が決壊するような洪水や浸水の危険があるため、住民等に避難の開始を<u>指示する</u>ものである。一般的に避難を促すもので、山崩れやがけ崩れのおそれがある場合にも発令される。</p> <p>[消防車、広報車等による広報例]</p> <p>こちらは日進市災害対策本部です。警戒レベル4、大雨(台風)による<u>避難指示</u>を発令します。天白川の水位が上昇しており、洪水(浸水)が発生する危険がありますので、最寄りの避難所に落ち着いて避難して下さい。</p> <p><u>(削除)</u></p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
3-23	<p>(2) 河川洪水に関する定量的基準</p> <p>① [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始 河川の水位が水防警戒のために出動する高さ（氾濫注意水位）に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 （注）「氾濫注意水位」の高さは河川幅にもよるが、おおむね「氾濫危険水位」（堤防天端-0.8m）の2m下がりが標準とされる。日進市では、野方橋付近に観測機器が設置されており、判断の一つの目安とする。</p> <p>② [警戒レベル4] 避難勧告 河川水位が氾濫危険水位に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合</p> <p>(3) 内水氾濫に関する定量的基準</p> <p>① [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始 ・降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ・1時間降雨量が50mmを超え、かつ以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合</p> <p>② [警戒レベル4] 避難勧告 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合</p> <p>(4) 土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準</p> <p>① [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始 ・降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒（2時間先までに警報基準に到達すると予想）」とされた場合</p> <p>② [警戒レベル4] 避難勧告 ・降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 または、雨により、がけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき。 （土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で斜面の亀裂、はらみ等の前兆現象が発見されたとき。） ・土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険（2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると</p>	<p>(2) 河川洪水に関する定量的基準</p> <p>① [警戒レベル3] 高齢者等避難 河川の水位が水防警戒のために出動する高さ（氾濫注意水位）に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 （注）「氾濫注意水位」の高さは河川幅にもよるが、おおむね「氾濫危険水位」（堤防天端-0.8m）の2m下がりが標準とされる。日進市では、野方橋付近に観測機器が設置されており、判断の一つの目安とする。</p> <p>② [警戒レベル4] 避難指示 河川水位が氾濫危険水位に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合</p> <p>(3) 内水氾濫に関する定量的基準</p> <p>① [警戒レベル3] 高齢者等避難 ・降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ・1時間降雨量が50mmを超え、かつ以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合</p> <p>② [警戒レベル4] 避難指示 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合</p> <p>(4) 土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準</p> <p>① [警戒レベル3] 高齢者等避難 ・降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒（2時間先までに警報基準に到達すると予想）」とされた場合</p> <p>② [警戒レベル4] 避難指示 ・降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 または、雨により、がけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき。 （土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で斜面の亀裂、はらみ等の前兆現象が発見されたとき。） ・土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険（2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	<p>予想)」とされた場合</p> <p><u>(5) [警戒レベル4] 避難指示（緊急）（共通）</u></p> <p><u>・前兆現象の発生や、切迫した現況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき。</u></p> <p><u>(河川洪水)</u></p> <p><u>・決壊や越水・溢水が発生した場合</u></p> <p><u>・河川水位が堤防高に到達するおそれのある場合</u></p> <p><u>・異常な漏水・侵食の進行や亀裂の発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p><u>(土砂災害)</u></p> <p><u>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険（すでに土砂災害警戒情報の基準に到達）」とされた場合</u></p> <p><u>・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p><u>・土砂災害が発生した場合</u></p> <p><u>・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</u></p>	<p>予想)」とされた場合</p> <p><u>(削除)</u></p>	
3-24	<p>9. <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の周知、報告及び避難の準備</p>	<p>9. <u>避難情報</u>の周知、報告及び避難の準備</p>	
	<p>(1) <u>避難勧告等</u>の周知徹底</p> <p>・<u>避難勧告</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</p> <p>・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>・<u>避難勧告</u>等は、できるかぎりその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。また、日頃から避難先及び避難経路等について、住民への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>(1) <u>避難情報</u>の周知徹底</p> <p>・<u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</p> <p>・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>・<u>避難の指示</u>等は、できるかぎりその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。また、日頃から避難先及び避難経路等について、住民への周知徹底に努めるものとする。</p>	
3-25	<p>(2) 関係機関への報告等</p> <p>・市長は、<u>避難勧告</u>等による避難措置を実施したときは、速やかに知事（尾張県民事務所長）に報告</p>	<p>(2) 関係機関への報告等</p> <p>・市長は<u>避難の指示</u>等による避難措置を実施したときは、速やかに知事（尾張県民事務所長）に報</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考								
	<p>するとともに、関係機関に通知又は連絡するものとする。</p> <p>・市長は、上記による避難の必要がなくなったときは、直ちに避難者に連絡するとともにその旨を公示するものとする。</p> <p>(3) 避難の準備</p> <p>(略)</p>	<p>告するとともに、関係機関に通知又は連絡するものとする。</p> <p>・市長は、上記による避難の必要がなくなったときは、直ちに避難者に連絡するとともにその旨を公示するものとする。</p> <p>(3) 避難の準備</p> <p>(略)</p>									
3-25	<p>10. モーターサイレンによる周知</p> <p>市内に設置されたモーターサイレンにより、避難勧告等を住民等に周知するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>サイレンパターン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害、土砂災害時の 避難勧告、避難指示（緊急） (避難信号)</td> <td>「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒……</td> </tr> </tbody> </table>	状況	サイレンパターン	風水害、土砂災害時の 避難勧告、避難指示（緊急） (避難信号)	「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒……	<p>10. モーターサイレンによる周知</p> <p>市内に設置されたモーターサイレンにより、避難指示を住民等に周知するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>サイレンパターン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害、土砂災害時の [警戒レベル4]避難指示 (避難信号)</td> <td>「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒……</td> </tr> </tbody> </table>	状況	サイレンパターン	風水害、土砂災害時の [警戒レベル4]避難指示 (避難信号)	「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒……	
状況	サイレンパターン										
風水害、土砂災害時の 避難勧告、避難指示（緊急） (避難信号)	「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒……										
状況	サイレンパターン										
風水害、土砂災害時の [警戒レベル4]避難指示 (避難信号)	「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒……										
3-26	<p>11. 避難勧告等が出された場合の留意事項 (略)</p> <p>12. 避難誘導及び移送</p> <p>(1) 住民等の避難誘導 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の支援</p> <p>②避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>③避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p> <p>④避難後における避難行動要支援者への対応</p>	<p>11. 避難指示が出された場合の留意事項 (略)</p> <p>12. 避難誘導及び移送</p> <p>(1) 住民等の避難誘導等 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の支援</p> <p>②避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>③避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。</p> <p>④避難後における避難行動要支援者への対応</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>								

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。	地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。	
	(新設)	第2節 広域避難	
	(新設)	1 広域避難に係る協議 (1) 市における措置 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。	災害対策基本法の改正に伴う修正
3-27	第2節 避難所の開設・運営	第3節 避難所の開設・運営	
	3. 避難所の供与 (略)	3. 避難所の供与 (略)	
3-30	(1) 対象者 ① 災害によって被害を受けた者 (略) ② 災害によって被害を受けるおそれがある者 ・避難勧告等が出された場合 ・避難勧告等が出されていないが、緊急に避難することが必要な場合 (略)	(1) 対象者 ① 災害によって被害を受けた者 (略) ② 災害によって被害を受けるおそれがある者 ・避難指示が出された場合 ・避難指示は出されていないが、緊急に避難することが必要な場合 (略)	
	第8章 要配慮者支援対策	第8章 要配慮者支援対策	
3-31	4. 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。	4. 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」 (R2.12)を踏まえた修正
3-32	7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>(略)</p> <p>(1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p> <p><u>(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p><u>(3) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u></p> <p><u>(4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</u></p>	<p>(略)</p> <p>(1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u></p> <p><u>(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</u></p>	<p>多言語情報翻訳システムの廃止予定に伴う修正</p>
3-39	<p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2. 健康管理と心のケア</u></p> <p>市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。</p> <p><u>特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、子供たちの健康支援活動として、学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。</u></p>	<p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p><u>2. 栄養指導等</u></p> <p><u>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p> <p><u>(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p><u>3. 健康管理</u></p> <p><u>(1) 市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。</u></p> <p><u>(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u></p> <p><u>4. 健康支援と心のケア</u></p> <p><u>(1) 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。</u></p> <p><u>(2) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。</u></p> <p><u>また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神</u></p>	<p>県地域防災計画の変更に伴う修正及び表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
3-40	<p>3. 避難所の生活衛生管理 (略)</p> <p>4. 応援協力要請 (略)</p>	<p><u>保健福祉相談体制を充実させる。</u></p> <p><u>(3) 子供たちの健康支援活動として、学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。</u></p> <p><u>(4) 職員等支援活動従事者の健康管理として、支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。</u></p> <p>5. 避難所の生活衛生管理 (略)</p> <p>6. 応援協力関係 (略)</p>	
	第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
3-42	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 米穀</p> <p>(略)</p> <p>② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第1.0の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 米穀</p> <p>(略)</p> <p>② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第1.1の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	要領の一部改正に伴う修正
	第17章 応援協力・派遣要請	第17章 応援協力・派遣要請	
	第1節 広域応援の要請	第1節 広域応援の要請	
	(略)	(略)	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行		改 正 案		備考
3-54	主体	内容	主体	内容	災害対策基本法の改正に伴う修正
	市長	<p>① 知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>② 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>市長は、<u>あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し</u>、応急対策を実施する必要があるときは、協定に基づき応援を要請する。なお、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。</p> <p>（略）</p>	市長	<p>① 知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>② 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施する必要があるときは、<u>あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し</u>、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>なお、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。</p> <p>（略）</p>	
	第2節 職員派遣の要請等		第2節 職員派遣の要請等		
3-55	主体	内容	主体	内容	「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づく修正
	市長	<p>（1）職員の派遣</p> <p>（略）</p> <p>④被災市町村への市職員の派遣</p> <p>・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	市長	<p>（1）職員の派遣</p> <p>（略）</p> <p>④被災市町村への市職員の派遣</p> <p>・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	
	第21章 住宅対策		第21章 住宅対策		
	第2節 応急仮設住宅の供与		第2節 応急仮設住宅の供与		
3-66	<p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。</p> <p>応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</p>		<p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。</p> <p>応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</p> <p><u>平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなさ</u></p>		<p>国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」（R2.12.25）を踏まえた修正</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考								
		<u>れていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>									
	第28章 大規模火災及び林野火災対策	第28章 大規模火災及び林野火災対策									
	第1節 大規模な火事災害対策	第1節 大規模な火事災害対策									
3-79	(略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市及び尾三消防本部</td> <td>(略) ③必要に応じて地域住民等の<u>避難の勧告又は指示</u>等を実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の勧告又は指示</u> 等を実施する。 (略)	(略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市及び尾三消防本部</td> <td>(略) ③必要に応じて地域住民等の<u>避難の指示</u>等を実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の指示</u> 等を実施する。 (略)	災害対策基本法の改正に伴う修正
主体	内容										
市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の勧告又は指示</u> 等を実施する。 (略)										
主体	内容										
市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の指示</u> 等を実施する。 (略)										
	第2節 林野火災対策	第2節 林野火災対策									
3-80	(略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市及び尾三消防本部</td> <td>(略) ③必要に応じて地域住民等の<u>避難の勧告又は指示</u>等を実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の勧告又は指示</u> 等を実施する。 (略)	(略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市及び尾三消防本部</td> <td>(略) ③必要に応じて地域住民等の<u>避難の指示</u>等を実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の指示</u> 等を実施する。 (略)	
主体	内容										
市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の勧告又は指示</u> 等を実施する。 (略)										
主体	内容										
市及び尾三消防本部	(略) ③必要に応じて地域住民等の <u>避難の指示</u> 等を実施する。 (略)										
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画									
	第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金									
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等									
4-9	4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>全壊又はこれに準ずる程度の被害</u> を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>その生活基盤に著しい被害</u> を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正								
	第5編 原子力災害対策計画	第5編 原子力災害対策計画									
	第2章 放射性物質及び原子力災害応急対策	第2章 放射性物質及び原子力災害応急対策									
5-4	3. 緊急事態応急対策 (略)	3. 緊急事態応急対策 (略)									

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行		改 正 案		備考
	主体	内容	主体	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	原子力災害対策特別措置法の改正のため
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。 ・原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を速やかに実施する。 ・国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。 ・原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。 ・健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。 	市	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。 ・原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、<u>避難指示</u>を速やかに実施する。 ・<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u> ・国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。 ・原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。 ・健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。 	「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（R2.6.2）を踏まえた修正